

学校で予防すべき感染症および出席停止の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条・19 条)

* 第 2 種の太字部分が H24. 4 月から変更になった部分

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第一種 感染症予防法の一類感染症と二類感染症(結核を除く) ※同法第 6 条第 7 ～ 9 項に規定するもの	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る)	治癒するまで
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎(追加)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで(幼児にあっては、3 日) 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後 3 日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消褪した後 2 日を経過するまで 感染のおそれなくなるまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の感染症	感染のおそれなくなるまで